

本号の掲載記事

- 今月のトピック「改正育児・介護休業法の概要と実務上の留意点について」 弁護士 小関伸吾
- 連載 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し「第4回 民法等の改正 その2」 弁護士 松尾洋輔
- 連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について「第7回 動産譲渡担保及び担保権の実行について」 弁護士 奥津周 弁護士 安田健一 弁護士 信吉将伍
- トピック 公益通報者保護法「公益通報者保護法関連セミナーの実施&消費者庁 HP での資料公表のお知らせ」 弁護士 横瀬大輝
- トピック 景品表示法「景品表示法務検定について」 弁護士 高橋誉幸
- 堂島国際部門だより「EU 委員会十分性認定、令和2年改正個人情報保護法、新標準データ保護条項を踏まえた越境データ移転」 弁護士 飯島奈絵
- 近時の実務話題&裁判例レビュー 弁護士 大川治

今月のトピック

改正育児・介護休業法の概要と実務上の留意点について



弁護士 小関 伸吾

近年のコロナ禍により、企業では、リモートワーク、在宅勤務等の多様な勤務体制の導入が進みましたが、少子高齢化による労働力人口の減少等の問題に直面する我が国においては、勤務体制のいっそうの柔軟化が求められています。

令和3年6月に、育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）が改正され、令和4年4月1日から段階的に施行される予定です。我が国では、男性による育児休業取得率が女性と比べて大幅に低い水準にとどまっていますが、今回の改正では、従前の育児休業制度に加えて、男性の育児休業促進のために新たな形態の育児休業制度が創設されるとともに、事業者には、育児休業を取得しやすい環境の整備や、従業員に対する育児休業制度の個別の周知・意向確認等が義務付けられました。

今回の改正により、男女の双方が、その希望に応じて育児休業を柔軟に取得し、仕事と育児等を両立することが可能となり、出産・育児に伴う女性の離職の抑止や、第2子以降の出生率の向上等の成果につながることが期待されています。

1 改正法の概要

改正法の概要は、以下のとおりです。

(1) 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 ※令和4年10月1日施行

- ① 子の出生後、8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み（出生時育児休業）を新たに創設する。
- ② 出生時育児休業の申出期限については、原則として、休業の2週間前までとする（※現行の育児休業の申出期限である「1ヶ月前」よりも短縮する）。
- ③ 出生時育児休業は、2回まで分割して取得できるものとする。
- ④ 労使協定を締結している場合、労働者と事業主の個別合意により、事前調整したうえで、休業中に就業することを可能とする。

(2) 育児休業の取得方法の柔軟化 ※令和4年10月1日施行

育児休業（※出生時育児休業を除く従前の育児休業）について、2回まで分割して取得することを可能とする（※改正前は、分割取得は原則不可）

【表 1】

	出生時育児休業制度(R4.10.1～) 従前の育休とは別に取得可能	育休制度(R4.10.1～)	育休制度(現行)
対象期間 取得可能日	子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得可能	原則子が 1 歳(最長 2 歳)まで	原則子が 1 歳(最長 2 歳)まで
申出期限	原則休業の 2 週間前まで ※1	原則 1 ヶ月前まで	原則 1 ヶ月前まで
分割取得	分割して 2 回取得可能 (最初にまとめて申請が必要)	分割して 2 回取得可能 (取得の際にそれぞれ申請すればよい)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
1 歳以降の延長		育休開始日を柔軟化 ※2	育休開始日は 1 歳、1 歳半の時点に限定
1 歳以降の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

※ 1 雇用環境の整備等について法を上回る取組を労使協定で定めた場合は、1 ヶ月前までとすることができる。

※ 2 1 歳(1 歳半)以降の育児休業について、期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、育休開始日について、1 歳(1 歳半)時点に加えて、配偶者が 1 歳(1 歳半)以降の育児休業を取得している場合は、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を育児休業開始予定日とすることができるものとする。

(3) 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務化 ※令和 4 年 4 月 1 日施行(但し、出生時育児休業に関する内容は同年 10 月 1 日施行)

育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置を講じることを事業主に義務付ける。

(4) 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化 ※令和 4 年 4 月 1 日施行(但し、出生時育児休業に関する内容は同年 10 月 1 日施行)

本人又は配偶者の妊娠・出産の申出をした労働者に対し、個別に、育児休業制度の周知及び休業の取得意向の確認を行うための措置を講じることを事業主に義務付ける。

(5) 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 ※令和 4 年 4 月 1 日施行

改正前の有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち、「事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上である者」とする要件を廃止する。

(6) 育児休業の取得状況の公表の義務化 ※令和 5 年 4 月 1 日施行

常時雇用する労働者数が 1000 人超の事業者に対し、育児休業の取得状況について公表を義務付ける。

2 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設及び育児休業の取得方法の柔軟化

改正前後の制度の概要は、表 1 のとおりです。事業者側の実務対応としては、改正法の内容にあわせて、就業規則を変更する必要があります。

(1) 対象期間及び取得可能日数

育児休業の取得を希望する時期は、各従業員の家庭の事情によって異なると考えられます。そこで、従前の育児休業に加えて、子供の出生時から 8 週間以内に 4 週間までの育児休業(出生時育児休業)を取得することができるものとししました。また、出生時育児休業と従前の育児休業を併用することも可能とされました。

(2) 申出期限

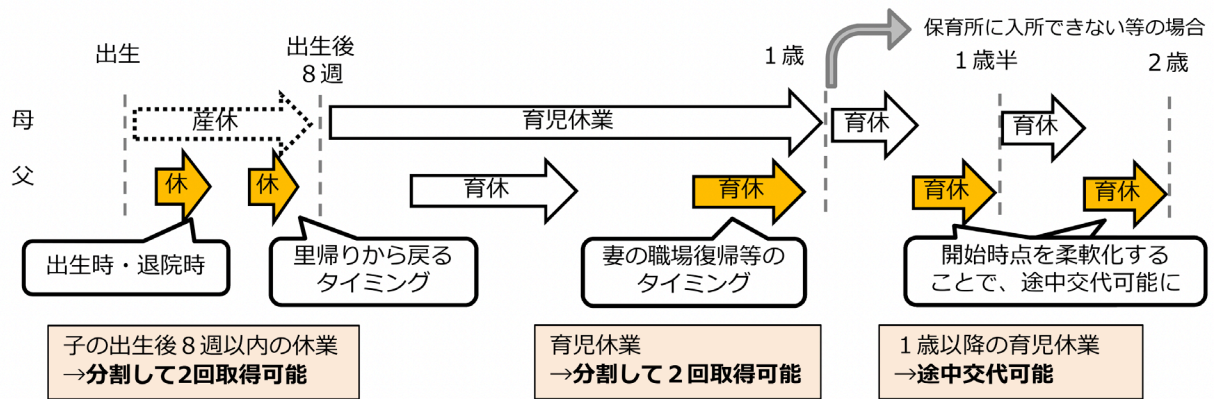
従前の育児休業は、原則として 1 ヶ月前までの申請が必要とされていますが、出生時育児休業は、原則として、休業の 2 週間前までに申請すれば取得可能とされました。

(3) 分割取得

出生時育児休業は、4 週間(28 日)の休業期間を 2 回まで分割して取得することが可能とされました。また、今回の改正により、従前の育児休業についても、2 回まで分割して取得することが可能とされました。

【図 1】 厚生労働省「育児休業給付関係」より引用

改正後



※ オレンジの矢印が、今回の改正によって新たに可能となる点である。

(4) 休業中の就業

出生時育児休業では、従前の育児休業では原則不可とされている育児休業中の就業について、労使協定を締結している場合に限り、労働者と事業主が合意した範囲内であれば可能とされました。但し、就業できる日数及び時間については、制限があります。

今回の改正法によれば、共働きの夫婦の場合、図1のとおり、①妻の産休中に、夫は、出生時育児休業を、子供の出生時・退院時と、妻子の里帰りの際の2回に分割して取得する、②妻の育児休業中に、夫は、従前の育児休業を2回に分割して取得する（2回目の取得は、妻の職場復帰前のタイミングとする）、③子供が1歳になった時以降、子供が保育所に入所できない等の事情がある場合に、夫婦で交代して育児休業を取得する、といった柔軟な働き方が可能となります。

3 育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務化

今回の改正法により、事業主は、労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境を整備する措置を講じるように義務付けられました。具体的には、①育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施（全労働者が望ましいが、少なくとも管理職に対し実施）、②育児休業・出生時育児休業に関する相談体制の整備（相談窓口や相談対応者の設置）、③自社の労働者の育児休業・出生時育児休業取得事例の収集・提供（書面の交付や社内のイントラネットへの掲載等）、④自社の労働者の育児休業・出生時育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知（ポスターの掲示や社内のイントラネットへの掲載等）、のいずれか1つの措置を講じなければなりません。

複数の措置を講じることが望ましいとされていますが、事業者側の実務対応としては、上記④の措置から導入するのが現実的であると考えられます。

4 妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化

現行法において、妊娠・出産の申出をした労働者に対する育児休業制度の周知を行うことは、事業者の努力義務にとどめられていました。しかし、今回の改正法により、事業者には、労働者から、本人またはその配偶者の妊娠・出産の申出があった場合、当該労働者に対し、個別に、育児休業制度に関する事項を周知するとともに、育児休業取得の意向があるかどうかを確認することが義務付けられました。周知すべき事項は、①育児休業及び出生時育児休業に関する制度（制度の内容等）、②育児休業及び出生時育児休業の申請先（例えば「人事課」、「総務課」等）、③育児休業給付に関する事項（制度の内容等）、④労働者が育児休業及び出生時育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱いの4点です。厚生労働省の指針によれば、育児休業の取得を控えさせるような形での周知及び意向確認の措置をとることは認められないとされています。

また、労働者に対する周知方法については、①面談（オンラインも可能）、②書面交付、③ファックス、④電子メール等のいずれか（但し、③と④は労働者が希望した場合に限る）とされています。事業者側の実務対応としては、上記②で対応するのが現実的であると考えられます。

さらに、妊娠・出産の申出が出産予定日の1ヶ月半以上前に行われた場合には、出産予定日の1ヶ月前までに、個別に周知及び意向確認の措置をとらなければならない等、できる限り早期に措置をとることが事業者に求められています。

5 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

現行法では、有期雇用労働者が育児・介護休業を取得するためには、①引き続き雇用された期間が1年以上であって、②子が1歳6ヶ月になるまでの間に労働契約が満了することが明らかでないことが必要でした。しかし、今回の改正法により、上記①の要件が廃止され、有期雇用労働者は、無期雇用労働者と同じ条件で育児・介護休業を取得することが可能

となりました。上記②の要件に該当するか否かは、労働者から育児休業の申出があった時点で、労働契約の更新がないことが確実であるか否かによって判断されます。

但し、労使協定を締結すれば、引き続き雇用された期間が1年未満の有期雇用労働者については、育児・介護休業の取得対象外とすることが可能です。事業者側の実務対応としては、有期雇用労働者が入社直後に育児休業や介護休業を取得することを回避するためには、労使協定を締結すべきこととなります。

6 育児休業の取得状況の公表の義務化

常時雇用する労働者数が1000人超の事業者に対し、年1回、その雇用する労働者の育児休業の取得状況を公表することが義務付けられました。具体的には、①男性労働者の育児休業等の取得割合、又は②男性労働者の育児休業等と育児目

的休暇（双方の合計）の取得割合のいずれかの公表が必要です。

7 まとめ

今回の法改正により、事業者は、就業規則の変更や労使協定の締結等の実務対応を行う必要があります。育児休業の取得状況の公表の義務化（令和5年4月1日）以外の改正内容については、令和4年4月1日、同年10月1日の2段階に分けて施行されますが、中小企業を含む事業者全般に適用されることに注意する必要があります。同年4月1日の施行にあわせて一括して対応するのが効率的であると考えられます。

改正育児・介護休業法への実務対応については、当事務所へお気軽にご相談ください。

連載 所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

第4回 民法等の改正 その2

弁護士 松尾 洋輔



前回（2022年1月号）に続き、所有者不明土地問題に関連する民法等の改正について解説します。今回は共有に関する見直しです。

1 共有物の利用促進

(1) 共有物の変更・管理に関する見直し

共有物の変更行為には共有者全員の同意を要し（現民法251本文）、管理に関する事項は持分過半数で決定され（現民法252本文）、保存行為は各共有者が単独でできる（現民法252ただし書）のが現行民法における共有物変更・管理ルールであり、これは遺産共有にも適用されます。

しかし、数次相続により相続人が多数に上る場合や相続人の一部の所在等が不明になっている場合、変更・管理に必要な同意を取り付けることが困難で、土地の利用に支障を来すおそれがあります。対処方法としては、共有物分割訴訟などを利用した共有関係の解消がありますが、手続上の負担は軽くありません。そこで、以下のとおり、共有物の変更・管理の規定の見直しが図られました。

(2) 共有物の「管理」の範囲の拡大・明確化

まず、共有物に変更を加える行為であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないものを「軽微変更」と位置付け、

これについては持分価格過半数で決定することができることとしました（新251Ⅰ、252Ⅰ）。

例えば、砂利道のアスファルト舗装や、建物の外壁・屋上防水等の大規模修繕工事が軽微変更にあたると考えられています。

また、借地借家法の適用のある賃借権の設定は、共有不動産の変更行為にあたり、基本的に共有者全員の同意が必要ですが、共有物の活用促進の観点から、以下の期間を超えない短期の賃借権等の設定は、持分過半数で決定することができることとしました（新252Ⅳ）。

- ① 樹木の植栽又は伐採を目的とする山林の賃借権等（10年）
- ② ①に掲げる賃借権等以外の土地の賃借権等（5年）
- ③ 建物の賃借権等（3年）
- ④ 動産の賃借権等（6カ月）

遺産分割未了で、使用者が決まっていない建物について、定期建物賃貸借契約の目的とすることで、塩漬けになるのを防ぎ、分割協議中も収益を得やすくなります。

(3) 共有物を使用する共有者がいる場合のルール

現行民法では、共有物を使用する共有者がいる場合に、共有物の管理に関する事項を決定する方法や、共有者間の権利

義務に関する規律が明確ではありませんでした。

そこで、改正法は、共有物を使用する共有者がある場合でも、持分の過半数で管理に関する事項を決定することができる（新 252 I 後段）こととしつつ、当該決定が共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきとき、すなわち受忍限度を超えて不利益を生じさせるときは、当該共有者の承諾を得なければならないこととしています（新 252 III）。

A、B及びCが各3分の1の持分で建物を共有している場合において、過半数の決定に基づいてAが当該建物を住居として使用しているが、Aが他に住居を探すのが容易ではなく、Bが他の建物を利用することも可能であるにもかかわらず、B及びCの賛成によって、Bに当該建物を事務所として使用させる旨を決定するケースなどが「特別の影響」の例として考えられています。

また、共有物を使用する共有者は、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負うことを明らかにしました（新 249 II）。

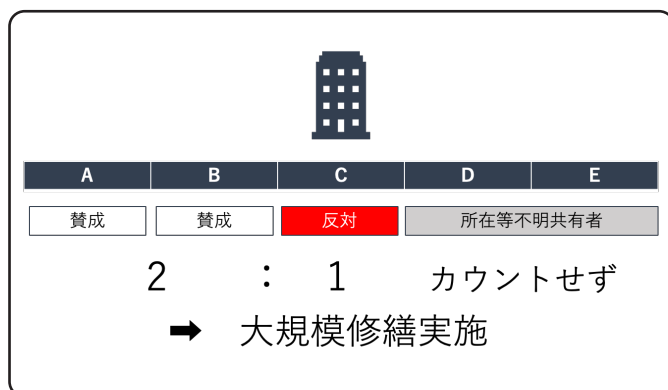
遺産分割協議中に、相続人（遺産共有者）の一人がなし崩し的に、相続財産である建物での居住を始めてしまうケースがありますが、改正法下では、他の相続人から持分に応じた賃料相当額を請求しやすくなったといえます。

（4）賛否を明らかにしない共有者がある場合の管理

共有物の管理に関心を持たず、応答しない共有者がある場合、共有物の管理が困難になるおそれがあります。

改正法では、共有物の管理について賛否を明らかにしない共有者がある場合、裁判所の決定を得て、その共有者以外の共有者の持分の過半数により、管理に関する事項を決定できるようになりました（新 252 II ②）。

例えば、次図のとおり、A、B、C、D、E 共有（持分各5分の1）の収益マンションにつき、A・Bが大規模修繕をすること（軽微変更＝管理）について他の共有者に事前催告をしたが、D・Eは賛否を明らかにせず、Cは反対した場合には、裁判所の決定を得た上で、AとBは、大規模修繕を実施する



ことができます（A、B、Cの持分の過半数である3分の2の決定）。

（5）所在等不明共有者がある場合の変更・管理

共有者の中に必要な調査を尽くしても氏名や所在が不明な者（所在等不明共有者）がいる場合も同様の問題が生じます。

そこで、改正法では、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意による変更（新 251 II）、及び持分過半数による管理に関する事項の決定（新 252 II ①）ができることとしました。

（6）共有物の管理者

共有物の管理者を定め、管理を委ねることができれば、円滑な管理の観点から有用ですが、現行法には管理者選任に関する明文規定がありません。

そこで、改正法では、共有物管理の一環として、持分過半数で管理者を選任でき、管理者に管理に関する行為を行わせることを明文をもって定めました（新 252 I、252 の2）。

これにより、管理者に管理行為の範疇の賃貸を行わせるなど、共有物の活用の可能性が高まります。

（7）共有の規定と遺産共有持分

相続により発生した遺産共有にも共有のルールが適用されますが、現行法では、①法定相続分・指定相続分と②具体的相続分（特別受益や寄与分を考慮して算出する割合）のいずれが基準となるのかが不明確でした。そこで、改正法は、法定相続分（遺言により相続分の指定があるケースは指定相続分）により算定した持分を基準とすることを明らかにしました（新 898 II）。直ちに確定することができない特別受益や寄与分を考慮せずに持分割合を確定できるため、共有物の管理に関する事項を定めるための要件がわかりやすくなりました。

2 共有関係の解消促進

（1）裁判による共有物分割

現行民法では、裁判上の共有物の分割方法として、現物分割（持分割合に応じて物理的に分ける）と競売分割（競売で売却し、代金を持分割合に応じて分ける）の定めがあり（現 258 II）、判例上、賠償分割（共有者の一人に取得させ、他の共有者に代償金を支払う）が認められていますが、明文規定がないため、各方法の検討順序の予測可能性や運用の安定性に欠けるとの意見がありました。

そこで、改正法では、賠償分割を明文化し（新 258 II）、①現物分割・賠償分割のいずれもできない場合、又は②分割によって共有物の価格を著しく減少させるおそれがある場合に競売分割を行うという検討順序を明らかにしました（新 258 III）。

また、裁判所が当事者に対して、金銭の支払い、物の引渡し、

登記義務の履行その他の給付を命ずることができることを明文化しました（新 258 IV）。

これにより、共有物分割がより使いやすい制度になることが期待されます。

（2）所在等不明共有者の不動産の持分の取得

裁判による共有物分割のほか、共有者が他の共有者の持分を取得するには、全員の協議による分割を行うか、他の共有者から持分の譲渡を受ける必要がありますが、所在等不明共有者がいる場合は事実上手詰まりになっていました。

そこで、改正法では、共有者は、裁判所の決定を得て、所在等不明共有者の不動産の持分を取得できることとしました（新 262 の 2）。持分を取得される所在等不明共有者は、持分を取得する共有者（持分取得者）に対する時価相当額請求権を取得します。持分取得者は、裁判所が定める金額を供託しておき、所在等不明共有者は供託金を回収し、差額がある場合には別途訴訟を提起して請求することになります。

遺産共有のケースでは、遺産分割の機会を保障する観点

から、相続開始から 10 年を経過した場合に限られます（新 262 の 2 III）。

（3）所在等不明共有者の不動産の持分の譲渡

一般に、不動産については、持分のみ売却するより、全体として売却の方が代金は高額になります。しかし、所在等不明共有者がいると全体の売却ができません。

そこで、改正法は、裁判所の決定によって、申立てをした共有者に、所在等不明共有者の不動産持分を譲渡する権限を付与する制度を創設しました（新 262 の 3）。

所在等不明共有者は、譲渡される不動産の時価相当額の持分に応じた額の支払請求権を取得します。かかる支払請求に備えた供託が行われることは前記（2）と同様です。

遺産分割の機会を保障するため、相続開始から 10 年間は利用できないのも前記（2）と同様です（新 262 の 3 II）。

この改正は、数次相続で相続人全員を特定できず長年塩漬になっている不動産を再び流通させるための有効な一手となる可能性があります。

（以下次号）

連載 動産・債権を中心としたあらたな担保法制について

第 7 回 動産譲渡担保及び担保権の実行について

弁護士 奥津 周



弁護士 安田 健一



弁護士 信吉 将伍



1 動産譲渡担保

（1）後順位の動産譲渡担保権

現在の判例においては、動産譲渡担保について、後順位で譲渡担保権を設定することは可能とされています。ただ、判例上、後順位の動産譲渡担保権者は、自ら譲渡担保権を実行することはできないとされています（最判平成 18 年 7 月 20 日判例時報 1944 号 105 頁）。これは、執行手続が整備されている民事執行法による執行手続と異なり、後順位譲渡担保権者において私的実行がなされても、優先する者に適切に配当がなされるとは限らないことなどが理由とされています。

これに対して、法制審議会（以下「法制審」といいます。）においては、動産譲渡担保権に後順位の設定ができることを認めたとうえで、後順位の譲渡担保権者であっても、自らより優先する譲渡担保権者全ての同意を得れば、譲渡担保権の実行を認めるという提案がなされています（部会資料 7）。後順位譲渡担保権者の私的実行を否定するのは、優先する譲渡担

保権者の保護するためですので、優先する譲渡担保権者が同意しているのであれば、後順位譲渡担保権者による私的実行を認めても問題ないという理解によるものです。後順位譲渡担保権者は、先順位の同意を得た上で目的物を売却するなどし、そこから優先する譲渡担保権者に分配することが想定されます。

これに関連し、先順位の同意を得ることなく後順位譲渡担保権者が実行したときの効力が問題となりますが、これを無効とする考え方や、有効ではあるが優先する譲渡担保権が存続するという考え方があり、議論されています。

なお、後順位譲渡担保権者は、先順位譲渡担保権者が譲渡担保権を実行したときに、清算金があれば、これに物上代位をすることができると理解されています。後順位譲渡担保権者の物上代位の機会を確保するため、先順位譲渡担保権者が譲渡担保権を実行するときに、知っている後順位譲渡担保権者に通知をする義務を課すべきという意見もあり、議論がなされています。

(2) 動産譲渡担保権者による競売

現行法では、動産譲渡担保権によって民事執行法上の動産競売をすることはできず、動産譲渡担保権は私的実行によるしかありません。

これに対して、動産譲渡担保権を法定することに伴い、動産譲渡担保権者による民事執行法上の動産競売開始の申立てを可能とすることが提案されています（部会資料 7）。民事執行法上の動産競売が可能になれば、譲渡担保権者は、私的実行によるか、民事執行法上の手続によって実行するかを選択することができるようになります。

民事執行法による動産競売の場合、配当手続が予定されているため、同じ目的物を対象とする他の担保権者がいたときには、配当要求を認めることが提案されています。また、これに関連し、民事執行法上の動産競売がなされるときに、同じ目的物に担保権を有する者に対し、その配当の機会を確保するために、裁判所や実行をした譲渡担保権者に通知義務を課すかどうか議論されています。

2 債権を目的とする担保の実行

(1) 担保権者が取り立てをできる範囲（金銭債権）

現行法では、債権質について、質権者が債務者から取り立て可能なのは自己の債権額に対応する部分のみであるという明文の規定（民法 366 条 2 項）がある一方、債権譲渡担保権者については、債権質と同様に制限を受けるとの見解と、全額を取り立て可能だという見解が対立しています。

部会資料では、債権譲渡担保については全額を取り立て可能とする案のみが提案されました。また、債権質についても、債権譲渡担保と同様に全額を取り立て可能とする案を提案しつつ、債権質については民法 366 条 2 項を維持するという考え方も紹介されました。

このように、全額を取り立て可能とすべきだという考え方の趣旨は、対象になっている債権の債務者の立場からすれば、担保権者（質権者）が有している被担保債権の金額がいくらかを把握することが難しいという点にあります。担保権者（質権者）が全額を取り立て可能としておけば、債務者の立場から見たとき、担保権者（質権者）に対して債務全額を弁済すれば、それで債務者は弁済をしたことになり、債務が消滅することになるということです。

また、担保権者（質権者）の立場からも、担保権（質権）の対象が多数の債権だった場合には、債務者に対する請求の金額を被担保債権の金額に限定して行うことが事実上困難である、という点も理由のひとつとされています。

(2) 担保の対象債権（金銭債権）の弁済期が被担保債権の弁済期よりも先に到来した場合

現行法では、債権質について、質権の対象債権の弁済期が被担保債権の弁済期よりも先に到来した場合、質権者は対象

債権の債務者に供託をさせることのみが可能であるという明文の規定（民法 366 条 3 項）があります。一方債権譲渡担保権者については、債権質と同様に供託をさせる請求権のみがあるという見解と、直接取り立てが可能であるという見解が対立しています。

この点について、部会資料では、供託をさせる請求権のみがあるという案と、直接の取り立てを可能とするという案の 2 案が併記されています。また、債権譲渡担保においては直接の取り立てを可能としつつ、債権質では供託請求権のみを認めるという考え方も紹介されています。

直接の取り立てを可能とする案の趣旨は、上記 1 で全額を取り立てが可能とするという案と同様、対象になっている債権の債務者の保護です。そのような債務者の立場からすれば、担保権者（質権者）が有する被担保債権の弁済期がいつなのかを把握することが容易ではないために、対象債権の弁済期が来た場合には、全額を担保権者（質権者）に支払えば自らの債務が消滅することにしようというものです。

(3) 債権譲渡担保と債権質の取り扱い

上記 1 及び 2 だけでなく、他の点でも共通するテーマとして、債権譲渡担保と債権質を全く同様に扱うべきなのかという点があります。対象債権の債務者のような立場の者が混乱をしないように、債権譲渡担保と債権質は可能な限り法律上同様に扱うべきだという考え方がありますが、一方、現行法において、債権譲渡担保は（債権質とは違って）基本的に担保権者に債権が帰属しているという理解を前提として、債権質と足並みを揃えるために債権譲渡担保の効力を弱めるような立法はするべきではないという考えもあり、引き続き議論が行われています。

3 集合動産を目的とする担保権の私的実行

集合動産を目的とする担保権、つまり、現行法のいわゆる集合動産譲渡担保の私的実行に係る立法について検討がされています。

集合動産譲渡担保では、平常時では集合物を構成する動産が変動することが予定されており、担保権の実行をするに当たっては実行対象を「固定化」する必要があるとされています。現行法においても、担保権の実行をするための「固定化」の方法として担保権者が設定者に対して実行開始の通知をすることが多く採用されてきました。

法制審でも、集合動産譲渡担保の実行に当たって「固定化」が必要という考えを継承し、①集合動産譲渡担保の実行に当たって担保権者は設定者に対して担保権を実行する旨の通知をしなければならない、②上記①の通知が到達した後に集合物に加入した動産は当該通知に係る実行の対象とはならない、③上記①の通知が到達したときは設定者はその時点で集合物に含まれる動産の処分権限を失う、という規定を置くことが

提案されています。もっとも、上記の規定を設けたとしても「固定化」の事由を上記①の通知に限るという趣旨ではなく、「固定化」の事由を当事者間で定めることができる、とされています。

その他、集合動産譲渡担保の私的実行について、実行の時点で集合物を構成する動産全部について実行された後に新たに動産が加入した場合にも当初の担保権の効力が及ぶとして

新たな加入動産に対して再度担保権の実行ができるとすべきなのか否か、実行の時点で集合物を構成する動産の一部のみが実行された後に再度担保権の実行ができるとすべきなのか否か、といった実務に大きく影響を与えるであろう事柄も検討されており、引き続き、法制審での議論を注視しておく必要があります。

トピック 公益通報者保護法

公益通報者保護法関連セミナーの実施&消費者庁 HP での資料公表のお知らせ



弁護士 横瀬 大輝

去る 2022 年 1 月 26 日、消費者庁と（一社）日本経済団体連合会共催の「改正公益通報者保護法 事業者の『体制整備』に関するセミナー」と題するオンラインセミナーの講師の 1 人を務めさせていただきました。

本年 6 月に施行を迎える改正公益通報者保護法では、一定の規模の事業者には内部公益通報への体制整備義務が課されることになりました。事業者として遵守すべき事項等については消費者庁が指針を策定・公表しており、各事業者においては、これらへの対応が喫緊の課題となっています。本セミナーでは、消費者庁参事官（公益通報・協働担当）室と弁護士 4 名が登壇し、改正法や指針の内容、これらを踏まえた内部規程例や実務上の対応ポイント、実務上の悩ましい論点などについて解説させていただきました。

本セミナーで用いた内部規程例¹は、講師として登壇した弁護士が共同で作成したものであり²、現在、消費者庁のホームページ³にも公表されております。当該内部規程例は、改正法や指針・指針解説で最低限遵守すべきとされている事項を盛り込んでいることはもちろんのこと、指針解説で推奨されている事項や実務上望ましいと考えられる事項も盛り込んだものであり、各事業者の皆さまの参考に資するものであると考えております。

また、消費者庁のホームページには、本セミナーで用いた解説資料⁴も併せて公表されております。本セミナー自体は経団連会員企業等向けのもものではございましたが、経団連会員企業等以外の事業者にも広く参考にして欲しいという消費者庁のお考えのもと、同庁のホームページにて資料や説明概要を公表していただいております。本セミナーに参加いただけなかった皆さまにおかれましても、是非ご参照いただければと

思います。

当事務所では、改正公益通報者保護法を踏まえて事業者として対応すべき点や制度設計において留意すべき点の法的アドバイスをはじめとし、外部通報窓口の受託、調査業務の受託、窓口担当者・調査担当者向けの研修、管理職・経営陣向けの研修など、公益通報者保護法や内部通報制度全般について、幅広くリーガルサービスを提供させていただいておりますので、お気軽にご相談ください。

(注)

1 内部通報に関する規程（遵守事項＋推奨事項版）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-partnerships/whistleblower-protection-system/pr/assets/pr_220201_0002.pdf

2 内部規程例の作成者

- ・弁護士法人ほくと総合法律事務所 中原健夫弁護士
- ・のぞみ総合法律事務所 結城大輔弁護士
- ・堂島法律事務所 横瀬大輝弁護士

3 消費者庁ホームページ

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-partnerships/whistleblower-protection-system/pr/>

4 セミナー解説資料「改正公益通報者保護法対応－内部規程例・実務ポイント－」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer-partnerships/whistleblower-protection-system/pr/assets/pr_220201_0001.pdf

景品表示法務検定について



弁護士 高橋 誉幸

私は、令和3年8月から某上場メーカー企業に出向中であり、現在、社内弁護士として勤務しています。そこでは、一般消費者向けの各種商品・サービスに関する景品・表示に関する審査も担当しており、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）を中心とする景品・表示規制に沿ったものとなっているかなどを日々チェックしています。

景品表示法は消費者庁が所管し、一般社団法人全国公正取引協会連合会（以下「連合会」といいます。）も、景品表示法やそれに基づき定められている公正競争規約の普及啓発などを目的として各種活動を行っています。

令和3年6月、連合会は「景品表示法務検定」実施の開始を公表しました（以下「本検定」といいます。）。

景品表示法26条1項では、全ての事業者に対し、不当表示等を未然に防止するために必要な体制の整備等を講じること、そして、同条2項に基づき定められた「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」¹は以下のことなどを求めています。

事業者は、景品類の提供若しくは自己の供給に関する事項を適正に管理するための担当者または担当部門（景品表示管理担当者）を定めること

当該担当者は、景品表示法に関する一定の知識の習得に努めていること

本検定は、上記方針の実現に向け、景品表示管理担当者に求められる景品表示法の実務知識を身に着けた人材を育成・増強することを目的として開始されることになったものです。本検定の実施要領では、合格者は景品表示管理担当者として十分な資質を有する者として扱われると考えられること、合格者を採用・配置している事業者は景品表示法26条を遵守し、消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に向けた積極的な取り組みをしている事業であるとして、消費者からの信頼獲得のみならず、取引先事業者、市場（ESG 投融資等）、関係行政機関など社会経済からの評価・信頼の向上にも資すると考えられていることが示されています。

本検定は受験資格に制限がなく誰もが受験可能であり、景品表示法に関する知識の習熟度について四者択一方式で出題される50問を回答します。専用の試験会場に設置された

PCを用いたCBT（Computer Based Testing）方式で行われ、問題用紙や解答用紙もなく、正解と考える選択肢を画面上でクリックして進めていきます。

日ごろ、景品・表示法規制に関わる業務に従事している私も12月初旬に本検定を受験しました。実施初年度ということもあり、また、連合会のHPや本検定の実施要領を通覧しても、どのような問題が出題されるか全く分からない状態での受験でしたが、実際に出題された問題は、消費者庁表示対策課の実務担当者らが執筆している『景品表示法』〔第6版〕（商事法務）の構成に沿ったものとなっており、①「総説」から2問、②「不当な表示」から19問、③「過大な景品類提供」から9問、④「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置」から7問、⑤「公正競争規約」から5問、⑥「不当表示等に関する措置と手続」から8問がそれぞれ出題されました。

基礎的な理解を試す問題が多くを占めたものの、中には、景品表示法や各種告示のほか公正競争規約の細部を理解・記憶しておかなければ正解できない問題も相当数あり、想像以上に難易度の高いものでした。私は何とか合格点である80点を超えることができましたが、結果概要によれば、受験者1309人に対して合格者は199人で、合格率15.2%とのこと²。

合格者には合格証が発行されますが、その有効期間は3年であるため、今後も引き続き景品・表示規制に関する知見を深めることとし、「検定合格者」という肩書に実態が見合わず、その肩書が優良誤認表示とならないよう努力したいと思います。

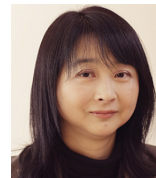
（注）

1 https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/141114premiums_5.pdf

2 https://www.jfftc.org/kentei/pdf/2021-kentei_result20220208.pdf

EU 委員会十分性認定(2019 年)、令和 2 年改正個人情報保護法(2022 年 4 月 1 日施行)、新標準データ保護条項(置換期限:2022 年末)を踏まえた越境データ移転

弁護士 飯島 奈絵



1 概要

2019 年 1 月 23 日に、我が国は欧州委員会から十分性認定(注¹)を受けました。これまで、GDPR(EU 一般データ保護規則: General Data Protection Regulation 2018 年施行)の下、EU 内で取得された個人データを日本へ移転するには、欧州委員会が採択した標準契約条項(SCC: Standard contractual clauses)に従った契約を移転元・移転先間にて締結する必要がありましたが、十分性認定により、SCC によらない個人データ移転が可能となりました。

但し、EU と日本の制度は類似しているものの、若干の相違点が存在します。そこで、十分性認定により EU から個人データを移転する場合、我が国の個人情報保護委員会が制定した補完的ルール(2019 年 1 月 23 日施行(注²))の順守が必要です。

補完的ルールの一部は、令和 2 年の個人情報保護法の改正(2022 年 4 月 1 日施行。以下、「令和 2 年改正法」といいます(注³。))に反映されました。令和 2 年改正法について、GDPR に関連する点を説明します。

また、2021 年 6 月 27 日に欧州委員会が改定した標準データ保護条項 = SCC(新 SCC)が発効しました。十分性認定後も、日本を経由せずに EU 域内取得情報を EU 域外へ移転するには、新 SCC によることとなります。

2 GDPR

(1) 「個人データ」の範囲

ナチズム等、国家権力が個人情報を収集・管理することにより起因した人権侵害の歴史を踏まえ、個人情報保護に対する意識が高い EU(注⁴)の GDPR は、識別されうる個人に関するあらゆる情報を対象とするため、IP アドレス、Cookie(注⁵)等も保護対象とします(4 条 1 号)。

(2) 直接適用、域外適用

GDPR は、EU 域内事業所(現地法人、支店、駐在事務所等)の活動に関連してなされる個人データの取扱いに適用されます(3 条 1 項。直接適用)

また、EU 内に事業所を有せずとも、(a) EU 在住データ主体(個人データによる識別されうる生存する自然人)に対する商品・サービスの提供に関する個人情報の処理(3 条 2 項(a))、(b) EU 域内で行われるデータ主体の行動のモニターを行う場合(3 条 2 項(b))にも適用されます(域外適用)。

そのため、EU 域内に事業所のない日本企業の日本語サイトも EU 内在住の日本語話者の Cookie を使用したオンライン追跡等を行うのであれば、適用対象となります。

(3) 越境移転

EU 内で取得された個人データの域外移転は、要件を充足した場合のみ、許されます(44 条)。GDPR は、国家権力による個人情報の収集・管理を警戒するため、同一法人内であっても、国境を越え、EU 域外への移転となれば越境移転となります。EU 域外のクラウド上サーバーへの個人データの移転も越境移転です。

個人データの越境移転が認められるには、以下のいずれかによる必要があります。

十分性認定(45 条)

適切な保護措置による移転

管轄監督機関に承認された拘束的企業準則による場合(46 条 2 項(b)、47 条)(注⁶)

SCC による場合(46 条 2 項(c)(d))

特定の状況における例外(49 条に列挙。データ主体による同意、公共の利益の重大な事由等)

日本が十分性認定を受ける前は、標準データ保護条項によることが一般的でした。

3 十分性認定

(1) 補完的ルールによる上乗せ措置

2019 年 1 月 23 日に、我が国は欧州委員会から十分性認定を受け、同日、我が国の個人情報保護委員会は、補完的ルールを施行しました。GDPR と我が国の個人情報保護法の相違を埋めるため、EU 域内取得情報の移転を受ける際は、補完的ルールによる上乗せ対応が必要となります。

但し、令和 2 年法改正により、個人情報保護法が GDPR に近づけられ、国内取得個人情報も同様に扱われるようになり、EU 域内取得情報に限った上乗せ対応が不要となったものもあります。

以下、令和 2 年法改正による影響がなく、EU 域内取得情報に対する上乗せ対応が未だ必要なものを説明します。

(2) 要配慮個人情報

GDPR では要配慮個人情報とされる性生活、性的指向、労働組合に関する情報は、日本の個人情報保護法上の要配慮個人情報（法 2 条 3 項）には含まれません。

そのため、EU 域内から個人情報移転を受ける可能性がある場合には、社内の個人情報保護規定にて、「EU 域内から十分性認定により移転を受ける個人情報に、性生活、性的指向、労働組合に関する情報が含まれている場合、当該情報を要配慮個人情報として扱う」旨の記載が必要です。

(3) 利用目的の特定、利用目的による制限

EU 域内から十分性認定に基づき、個人データの提供を受ける場合、利用目的を含め、その取得の経緯を確認することが必要です。これに対し、個人情報保護法は、第三者から個人データの提供を受ける際の確認記録義務を定めますが（30 条 1 項、3 項）（注⁷）、同法の立法趣旨は違法に取得された個人データの流通抑止にあり、利用目的の確認記録義務は明示されていません（注⁸）。「解釈により確認記録義務が適用されない場合」もあります（注⁹）

そこで、EU 域内から個人情報移転を受ける可能性がある場合には、社内の個人情報保護規定にて、「EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データは、当初又はその提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認して記録し、当該利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で利用する。」といった記載が必要です。

(4) 匿名個人加工情報

日本の個人情報保護法は、匿名加工情報作成時の加工方法に関する情報の漏洩防止措置を求めるにとどまります（43 条 2 項）が、GDPR の匿名加工情報は、加工方法等も削除し、匿名化された個人を再識別することが何人にとっても不可能な状態としたものを指します。

そのため、EU 域内から個人情報移転を受ける可能性がある場合には、社内の個人情報保護規定にて、「EU 域内から十分性認定により移転を受ける個人情報については、匿名化された個人を再識別することが何人にとっても不可能な状態としたものを匿名加工情報として扱う。」といった規定が必要です。

4 令和 2 年改正法により国内取得情報の扱いが変わったもの

(1) 短期保存データ

令和 2 年改正前の個人情報保護法は、短期保存データ（6 か月以内に消去される個人データ）を対象外としていたため、EU 域内取得情報について、補完的ルールによる上乗せ対応が必要でしたが、令和 2 年改正法で国内取得情報も保護の対象となりました。

これまでは、GDPR 対応が必要な個人データとそうでないものを区別し、前者についてのみ短期保存データを対象に含めるルールを整備している事業者の例もみられましたが、今後は、一律に短期保存データを保護の対象とすべく、国内取得情報を対象とする個人情報保護規定に「保有個人データ（6 か月以内に消去される個人データを除く）」といった条項を置いている場合、カッコ内を削除する対応が必要です。

(2) 外国にある第三者への提供の制限（令和 2 年改正法）

令和 2 年改正により、外国にある「第三者」に個人データを提供する場合に、本人へ提供すべき情報の充実が図られました。その結果、EU 域内取得情報に限らず、国内取得情報も、外国にある第三者へ提供する際には、下記イ、ウの情報提供が必要となります。

ア 外国にある第三者への提供が認められる場合

令和 2 年改正以前より、外国にある「第三者」に個人データを提供する場合、以下のいずれかの要件を満たす必要があります（28 条 1 - 3 項）。現在、十分性認定を受けている先は EU 及び英国のみであるため、それ以外の国への移転は本人の同意か、相当措置継続の体制整備者である必要があります。

- ① 本人の同意
- ② 提供先国が日本の個人情報保護委員会から十分性認定を受けている場合
- ③ 提供先が法第 4 章第 1 節に相当する措置（相当措置）を継続的に講ずる体制整備をしている者（体制整備者）である場合

イ 本人の同意取得

令和 2 年改正法により、外国にある「第三者」に個人データを提供する場合、本人の同意取得に先立ち、①移転先国の名称、②当該国の個人情報保護制度に関する情報、③移転先第三者が実施する措置に関する情報の提供が必要となりました（法 28 条 2 項、個人情報保護法施行規則（以下「規則」といいます。）17 条 1 項）。

外国の個人情報保護制度（②）については、2021 年 11 月に個人情報保護委員会により 31 の国・地域に対する調査

結果が公表されています（注¹⁰）。

移転先第三者が実施する措置（③）に関する情報については、OECD プライバシーガイドライン 8 原則（注¹¹）に対応する措置すべてを講じているか、講じていない場合には講じていない措置について情報提供を行います（個人情報保護委員会ガイドライン（外国第三者提供編）（以下、「GL 外国編」）5-2（注¹²）

ウ 相当措置を継続的に講ずる体制整備

令和 2 年改正法により、外国の「第三者」が相当措置を継続的に講ずる体制整備者であるものとして、個人データを提供する場合、提供元国内個人情報取扱事業者には、当該第三者による継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供する義務が定められました（法 28 条 3 項）。

相当措置を継続的に講ずる体制が認められるのは次のいずれかです（規則 16 条）。

（ア）提供先第三者との間で適切かつ合理的な方法により措置の実施が確保されている場合

（イ）提供先第三者が個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること

このうち、（イ）は APEC（Asia-Pacific Economic Cooperation）の CBPR（Cross Border Privacy Rules）システムの認証を取得していることが該当するため、それ以外の第三者については（ア）によることとなります。

（ア）による場合、提供先との契約、共通のプライバシーポリシー等で、法 4 条 2 節の規定（注¹³）の趣旨に従った措置の実施を確保すると共に、継続的な実施の確保のため、年 1 回以上、第三者による相当措置の実施状況、当該国の制度内容の確認等が必要となります（規則 18 条 1 項、GL 外国編 6-1）。また、本人から求められた時は、確認頻度、第三者による相当措置の実施状況、当該国の制度等を含めた情報提供が必要です（規則 18 条 3 項）。当該国の政府による広範な情報収集が可能になる制度や、本人からの消去請求などに対応できない恐れがある国内保存義務等、相当措置実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度が確認された場合、当該第三者への個人データの提供停止を含む必要な措置を講ずる必要があります（規則 18 条 1 項）。

5 外的環境の把握

GDPR と異なり、法 28 条は「第三者」（別法人）への移転を対象とし、同一法人内の移転は対象とはなりません。

外国にあるサーバーに個人データを保存する場合で、当該サーバーの運営事業者が当該サーバーに保存された個人データを取り扱わないこととなっている場合（契約条項で、当該事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等）

も外国の「第三者」への提供には該当しません（個人情報保護委員会 QA9-7）。

但し、令和 2 年改正法及びこれに合わせて改正された個人情報保護法ガイドラインにより、外国で個人データを扱う場合には、当該外国の制度等を把握したうえで、個人データの安全管理のために必要な措置（外的安全管理措置）を講ずること、講じた措置について本人の知りうる状態に置くこと（本人の求めに応じて回答する場合も含む）が必要となります（法 23 条、法 32 条 1 項、個人情報保護法施行令 10 条、GL（通則編）10（注¹⁴））。

「外国において個人データを扱う場合」には、従業員が外国でのテレワークで個人データを扱う場合、外国に設置されたサーバーに個人データを保存する場合も含まれます。

社内における「外国で個人データを扱う場合」を洗い出し、当該外国の制度等の把握、外的安全管理措置の実施・情報提供が必要です。

6 新標準データ保護条項（新 SCC）

2020 年 7 月 16 日に欧州司法裁判所は米国公的機関の諜報活動による大量の個人データ取得を問題視し、米国 Privacy Shield（注¹⁵）を無効としました。その結果、欧州から米国への個人データ移転も標準データ保護条項の利用が必要となり、これを契機として、2021 年 6 月 27 日、新標準データ保護条項（新 SCC）が発効されました。旧 SCC が 2021 年 9 月 27 日に廃止された結果、同日以降は新 SCC のみ締結が可能となり、2022 年 12 月 27 日に締結済旧 SCC が失効するため、同日までに締結済みの旧 SCC を新 SCC に切り替える必要があります。

新 SCC は、移転元・移転先が、移転後の処理の個別事情、移転先国における公的機関へのデータ開示を要求する（または公的機関によるアクセスを許容する）法令・実務、それを踏まえたうえで当事者が講じる個人データ保護措置（必要であればデータの暗号化等の補完的措置も行う）等を評価したうえで、移転先国法令・実務が移転先における SCC 上の義務履行を妨げないことを保障し、この評価（Transfer Impact Assessments）を文書化し、管轄監督機関が要求した場合はこれを提出することも内容とします（新 SCC14, 15 条）。新 SCC ではデータ主体は移転先へ直接消去請求等の権利行使ができます。

（注）

1 個人データについて十分な保護水準を確保していると認める決定（GDPR45 条）

2 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary Rules.pdf>

3 2022 年 4 月 1 日に令和 3 年改正個人情報保護法も一

部施行される結果、個人情報保護法の条文番号が変わります。本稿は 2022 年 4 月 1 日以降の条文番号とします。

- 4 個人データ保護法がドイツでは 1977 年に、フランスでは 1978 年に制定されています。
- 5 令和 2 年改正法により、IP アドレス、Cookie 等は個人情報関連情報として、日本でも同意取得が必要となる場合があります。
- 6 拘束的企業準則の承認取得のハードルは高く、承認取得に成功した日本企業は楽天、IIJ（インターネットイニシアティブ）の 2 社に留まります。
- 7 令和 2 年改正により、第三者提供記録を本人が開示請求できることとなりました（33 条 5 項）。
- 8 確認記録すべきは、取得経緯（取得先の別：顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人事業取扱事業者、家族・友人等の私人、公開情報等）、取得行為の態様：本人から直接取得したか、有償で取得したか、公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したか等）とされ、個人データを提供した直接の第三者による取得の経緯を確認すれば足り、そこから遡った第三者の取得経緯の確認義務はありません（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」（以下、GL（確認記録義務編）3-1-2）。
- 9 GL（確認記録義務編）2-2-1、2-2-2）
- 10 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/offshore_DPA_report_R3_12.pdf
- 11 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_report_2003caa_5.pdf
- 12 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101_guidelines02.pdf
- 13 法 17 条：利用目的の特定～ 40 条：個人情報取扱事業者による苦情の処理（GL 外国編 4-2）
- 14 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210101_guidelines01.pdf
- 15 欧州から米国への個人データ移転について、米国の商務省に対して、申請し、承認を受けた企業に対する移転を認める制度。2016 年 8 月発効。従前、用いられていた米国 Safe Harbor 制度が 2015 年 10 月に欧州司法裁判所で無効と判断されたことを受けて整備

書籍のご紹介

松尾洋輔弁護士、腰田将也弁護士、高橋誉幸弁護士が執筆に参加した「株式会社・各種法人別 清算手続と書式」が新日本法規出版様から出版されました。

<https://www.sn-hoki.co.jp/shop/item/81260404>

同書は、株式会社だけでなく、一般社団法人・財団法人、社会福祉法人などの法人について、破産や特別清算によらない通常清算手続の流れをフローチャートでひと目でわかるよう示しています。

株式会社・各種法人ごとに、手続で必要となる届出、作成書類を記載例入りで取り上げており、実務に役立つ一冊となっています。



編集代表／尾島史賢（弁護士・関西大学大学院法務研究科教授）

定価：5,500 円（本体 5,000 円＋税）

発売日：2022/1

近時の実務話題 & 裁判例レビュー

弁護士 大川 治



最二小決令和3年12月22日 再生計画認可決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 再生計画の決議について民事再生法174条2項3号（「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」）所定の不認可事由があるとはいえないとされた事例¹

事実関係を単純化して整理すると以下のようになります。

- ・医療法人冠心会（以下「K会」）に再生手続が開始され、本件管財人が選任された。
- ・K会が、エーエヌディー（以下「A社」）に約10億円の債務を負う旨認める公正証書が作成されており（双方、弁護士が代理人として選任されている）、A社は、K会の再生手続において、債権届出をしている（A社届出）。
- ・A社も再生開始決定を受けており、K会管財人はA社に対する21億円余りの不当利得返還請求権を債権届出したが全額否認されたため、査定申立てをした（K会査定申立）。また、K会管財人は、A社届出を全額否認し、公正証書の執行力排除を求める請求異議訴訟を提起した（K会請求異議訴訟）。ただし、K会管財人がその主張を裏付けるための立証が十分できるかは疑義があった（関係者の協力が得られていない等）。
- ・その後、K会管財人とA社は、次のような和解をした。
 - ① K会管財人は、K会査定申立、K会請求異議訴訟を取り下げる。
 - ② A社は、取下げがなされれば、再生計画案に賛成票を投じる。
 - ③ 再生計画認可決定が確定すれば、A社は、K会に上記査定申立に関する解決金640万円余を支払う。一方、K会がA社に支払うべき債務が再生計画認可決定確定により640万円余となることを確認し、対当額で相殺する。

上記の事実関係の下で、和解契約締結はA社に対して不正な利益を供与するもので、本件再生計画案の可決は信義則に反する行為に基づいてされたものであるとして抗告がなされたものです。

これに対し、最高裁は以下のように判示しました。

「本件和解契約によれば、冠心会は、本件再生計画の認可の決定が確定したときは、エーエヌディーに対する640万円余の解決金債権を新たに取得し、これとの相殺により権利変更後の本件届出債権の全額を消滅させることができることとなる。本件和解契約締結当時、本件届出債権の存在等を裏付けるものとしてエーエヌディーと冠心会の双方が弁護士を代理人に選任して作成された本件公正証書が存在する一方、本件管財人は本件届出債権の不存在及び冠心会届出債権の存在を裏付ける確たる証拠を有しているとはいえない状況にあったうえ、エーエヌディーにつき再生手続が開始されており、仮に冠心会届出債権の存在が確定したとしても通常はその少なからぬ部分につき回収不能となることが見込まれたものであり、冠心会の再生手続の進行状況等をも考慮すれば、本件和解契約の締結は、エーエヌディーに一方的に有利なものではなく、冠心会にとっても合理性があるものであったといえることができる。そして、以上のような本件和解契約の内容、冠心会の置かれていた客観的状況に加え、本件和解契約の締結の経緯等にも照らせば、本件和解契約が専らエーエヌディーの議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとはとはいえない。これらの事情に照らせば、本件和解契約の締結が、エーエヌディーに対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いというべきであって、本件の事実関係の下において、本件再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない。したがって、上記決議について法174条2項3号に該当する事由はないとした原審の判断は、結論において是認し得る。論旨は採用することができない。」

本件では、管財人による案件の処理とその後の再生計画案の可決が「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」に該当するかが問題とされました。

法的倒産事件（破産事件、管理型民事再生事件、会社更生事件）において裁判所から任命される管財人は、時として、倒産法人の関係者の協力が得られない（極端な例としては死亡・行方不明）、資料が散逸している等、権利義務を立証できるだけの資料が無いなかで、それでも遅滞なく法律関係を整理し、手続を進めて行かなくてはなりません。管財人は、個別の事件ごとに異なる状況のなか、判断と覚悟が求められるわけですが、本決定はそのような管財人にとって判断指針の1つ、参考となる先例になるものと思われます。

2022年1月24日 日本・東京商工会議所、「ハラスメント対策 BOOK—ハラスメントのない社会へ—」公開¹

日本・東京商工会議所が「中小企業がハラスメントのない働きやすい職場づくりに取り組むための一助となるよう」という趣旨で作成したハラスメント対策のガイドブックです。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメントの一部と整理できます）に着目し、これらの定義や判断基準、雇用主の義務をまとめています。

2022年4月からは、中小企業においても、改正労働施策総合推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）によるパワーハラスメント防止対策が義務付けられます。また、セクシャルハラスメントの防止措置は男女雇用機会均等法で、妊娠・出産・育児休業等の防止措置は育児・介護休業法において既に義務付けられています。しかしながら、中小企業においては、これらに沿った対策の実施ができていないだけでなく、そもそも認知がされていない例も少なくないことが実情です²。

本ガイドブックでは、ハラスメントの概念の理解や個別ケースにおける判断に迷いがちな中小企業の助けになるよう、事例の検討や、管理監督者が留意すべきポイント等も記載されており、ターゲットである中小企業だけでなく大企業にとっても、全体像を理解するための分かりやすい資料として活用できるものと思われます。

(注)

1 https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=90820

(注)

1 <https://www.jccci.or.jp/sme/labour/2022/0124110000.html>

2 同ガイドブックでも、日本・東京商工会議所が2021年7月から8月にかけて実施した調査ではパワハラ防止法の名称・内容を知っている企業は42.5%にとどまっていた旨が報告されています。

本ニュースレターは発行日現在の情報に基づき作成されたものです。

また、本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の状況に応じて日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本ニュースレターに関するご質問等は下記までご連絡ください。

電話：06-6201-4456（大阪）03-6272-6847（東京）
メール：newsletter@dojima.gr.jp
WEB：www.dojima.gr.jp